平成 29 年度　第３回 金沢市介護保険運営協議会	資料５
平成 30 年２月 23 日	

地域包括支援センターの機能評価について

平成 29 年度実地調査の結果

地域包括支援センターの適正な運営を確保するため、職員配置、高齢者虐待への対応、介護予防ケアマネジメント事業の実施状況など、地域包括支援センターの業務に関する 15 項目と、認知症地域支援推進員の業務に関する６項目について、市が実施した実地調査の結果報告を受け、事業評価を実施した。

（結果の概要）

・いずれの地域包括支援センターにおいても、概ね適正な運営が確保されていた。

・昨年度指摘した事項については、すべて対応済であった。

１．地域包括支援センター業務全般について

- **職員の配置状況**

  退職に伴い、一時的に職員配置に欠けるセンターがあった。

- **高齢者虐待への対応**

  介護負担が原因となっている場合には、介護者家族に支援を行うなど、ケースに応じた支援が行われていた。また、適宜進捗管理も行われていた。

- **支援困難事例ケースへの対応**

  家族単位で支援が必要なケースや支援が長期化するケースについては、医療や介護の関係機関にとどまらず、地域や障害分野の支援者、司法関係者などいろいろな関係者とも連携しながら、よりよい支援に向けた対応が行われていた。

- **介護予防ケアマネジメント事業**

  サービス提供までの流れや必要書類について、適正に管理されていた。

- **運営懇談会**

  地区診断や地域ケア会議等から地域課題を明確にし、センターが、重点的に取り組んでいる事項等について、運営懇談会において報告されていた。また、地域の代表者等の出席者と地域課題の共有及び、共に取り組めることについて協議されていた。

２．認知症地域支援推進員の業務について

- **認知症の普及啓発**

  地域住民や関係機関に、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの開催などを通して行われていた。

- **認知症の方への早期対応**

  認知症専門医相談や認知症初期集中支援事業を活用し、認知症の早期診断や早期治療につなげるための支援が行われていた。このような支援をきっかけに、医療関係者からの相談が増加するなどの効果も確認できた。

３．公平中立性の確保

地域包括支援センターが作成した介護予防サービス計画において、特定のサービス事業者に集中していないかを確認した。

〈結果〉

集中率が７割（※）を超えて特定の法人を利用するセンターがあった。

〈集中率が高い理由〉

利用者が急性期から引き続き同じリハビリを希望したなど、利用者のニーズに応じた結果であり、正当な理由であった。

〈対応〉

公平中立性を担保するため、特定のサービス事業者に集中してケアプランで位置づけることには、十分注意するよう指導した。

※「集中率７割」の基準について

介護保険制度上の規定はないが、居宅介護支援費における特定事業所集中減算では、８割と設定されている。本市では、より公正中立を担保するため、独自基準として７割と設定している。